

沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱

令和6年1月23日 府政沖第21号

(通則)

第1条 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄県内の離島（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下同じ。）が、台風災害時などの停電被害の住民生活に与える影響が深刻となり、また本島地域に比して復旧に要する期間も長期化する傾向にあることに鑑み、離島における、電線管理者負担の軽減を通じた、無電柱化に向けた取組の加速化を緊急的に図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、無電柱化事業における電線管理者となり得る一般送配電事業者及び電気通信事業者等とする。

(補助金の交付の対象、経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が沖縄ブロック無電柱化推進協議会等における関係者間の調整を踏まえ、離島において実施する事業であって、以下に掲げるものとする。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 道路管理者が実施する電線共同溝方式による整備との十分な連携を図りながら、補助事業者の負担により実施する無電柱化に係る事業
 - (2) 単独地中化方式により実施する無電柱化に係る事業
- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち補助事業者が負担する費用とする。
 - 3 補助率は、2分の1以内とする。
 - 4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号の交付申請書、及び添付書類を内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 沖縄総合事務局長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 沖縄総合事務局長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合には、この限りでない。

ア 区分間の経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更

イ 交付目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更

(2) 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、沖縄総合事務局長に報告を行い、その指示を受けること。

(産業財産権に関する届出)

第8条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第6号の交付申請取下げ書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、適正化法第12条の規定に基づき沖縄総合事務局長が報告を求めたときは、別記様式第7号の遂行状況報告書を沖縄総合事務局長に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早

い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき別記様式第8号の実績報告書及び添付書類を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第12条 沖縄総合事務局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条各号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 沖縄総合事務局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、沖縄総合事務局長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 沖縄総合事務局長は、第7条第2号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第7条第1号又は第3号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 沖縄総合事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 沖縄総合事務局長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、第12条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により沖縄総合事務局長に速やかに報告しなければならない。

- 2 沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

- 第15条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第10号の概算払請求書を内閣府沖縄総合事務局総務部長(以下「沖縄総合事務局総務部長」という。)に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第11号の精算払請求書を沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第16条 補助事業者は、補助対象経費(補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。)により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について別記様式第12号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第13号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業の完了後においても沖縄総合事務局長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第14号の財産処分承認申請書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

- 第18条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第19条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

- 第20条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本及び副本各1部)とする。
- ただし、別記様式第10号の概算払請求書及び別記様式第11号の精算払請求書は1部(正本)とする。

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

第1条 本要綱は、令和6年1月24日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。
 - (1) 補助事業者として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 補助事業者として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。
- 3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別記様式第 1 号

番
令和 年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、沖縄離島無電柱化緊急対策事業を下記のとおり実施したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額

交付申請金額（千円）

3 補助事業の開始（予定）日

令和 年 月 日

4 補助事業の完了予定日

令和 年 月 日

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
2 沖縄離島無電柱化緊急対策事業についての内容、積算にかかる資料を添付すること。

別記様式第2号

番
令和 年 月 日 号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 3 変更の内容を明示した新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号

番
令和 年 月 日 号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号

番
令和 年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり事故があつたので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

別記様式第5号

番
令和 年 月 日 号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第6号

番
令和 年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第7号

番
令和 年 月 日 号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた沖縄離島
無電柱化緊急対策事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手
令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第9号

番
令和 年 月 日
号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第
14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第12条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第10号

番 号
令和 年 月 日

支出官

内閣府沖縄総合事務局総務部長 宛て

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

別記様式第 1 1 号

番 号
令和 年 月 日

支出官

内閣府沖縄総合事務局総務部長 宛て

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた沖縄
離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第12号

取得財産等管理台帳（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
計									

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 3 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第13号

取得財産等明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
計									

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 3 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第14号

番
令和 年 月 日 号

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄離島無電柱化緊急対策事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。